

2010年7月27日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社



### 野村アセットマネジメント、 「NASDAQ-100 指数」および「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価」を 連動対象とした ETF(上場投信)2 本を新規設定

野村アセットマネジメント株式会社(執行役社長 兼 CEO:吉川淳)は、米国の代表的な株価指数である「NASDAQ-100 指数」および「ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価」を連動対象とする 2 本の ETF を新たに設定すると発表した。

「NEXT FUNDS NASDAQ-100®連動型上場投信」(愛称「NASDAQ-100ETF」、銘柄コード:1545) および「NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価連動型上場投信」(愛称「NY ダウ 30 種 ETF」、銘柄コード:1546)は、本日、大阪証券取引所より上場承認を受けた。設定予定日は 8 月 13 日(金)、上場予定日は 8 月 16 日(月)である。

両 ETF とも、対象指数を構成する銘柄の株式に直接投資を行い、対象指数への連動を目指す運用を行う。株式への直接投資による外国株価指数連動 ETF が日本国内で設定されるのは初めてである。

上場日以降、一般の株式と同様、全国の証券会社を通じて取引所での売買が可能となる。上場当初の最低投資金額は、NASDAQ-100ETF が 1 万 6 千円程度(10 口単位)、NY ダウ 30 種 ETF が 1 万円程度(1 口単位)となる見込み。両 ETF の概要は、別紙の通りである。

両 ETF の設定・上場により、同社が運用する ETF 「NEXT FUNDS」※は、合計 35 本となる。

※ 「NEXT FUNDS」は、同社が運用する ETF シリーズの統一ブランド。「NEXT FUNDS」の名称は、「野村の ETF(上場投資信託)」を意味する「Nomura Exchange Traded FUNDS」の頭文字であるとともに、「次世代のファンド」のラインナップを展開していく意図を表している。

以上

「NEXT FUNDS NASDAQ-100®連動型上場投信」の概要

商号 野村アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 373 号  
 加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

商 品 分 類	国内籍／公募／円建  税制区分: 株式投資信託(租税特別措置法第 37 条の 10 第 2 項第 5 号に規定する株式等証券投資信託)、 特定外貨建等証券投資信託(法人税法施行令第 19 条第 1 項、法人税法施行規則第 8 条の 4)、 租税特別措置法第 9 条の 4 の 2 第 1 項に規定する上場証券投資信託等のうち、同項第 1 号に 該当するもの  ※ 租税特別措置法第 3 条の 2 に規定する特定株式投資信託には該当しない  商品分類:追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型 属性区分:株式 一般／年 1 回／北米／為替ヘッジなし／その他(NASDAQ-100)
フ ァ ン ド 名	NEXT FUNDS NASDAQ-100®連動型上場投信 (愛称)NASDAQ-100ETF ※ ファンドの英文名は以下の通りです。 NEXT FUNDS NASDAQ-100(R) Exchange Traded Fund
信 託 期 間	無期限
対 象 株 価 指 数	The NASDAQ-100 Index (NASDAQ-100指数) 米ドルベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数の算出対象日 の翌営業日の対顧客相場の仲値を用いて算出します。
受 益 権 の 単 位	当初 1 口当りの元本は、当初設定日の前々営業日の対象株価指数を、当初設定日の前営業 日の対顧客相場の仲値を用いて、日本円換算したものを 100 分の 1 にしたものに 100.30%を乗じて得た値の額(小数点以下は切り上げます。)とします。
基 準 価 額	基準価額は日々計算し、公表します。(表示:10 口当り)
ク ロ ー ズ ド 期 間	平成 23 年 2 月 1 日(火)までは一部解約の申込みができません。 ※受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する 有価証券との交換をすることはできません。
投 資 対 象	対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式(DR(預託証書)を含み ます。)を主要投資対象とします。なお、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目 指すため、株価指数先物取引の買建ておよび外国為替予約取引の利用を行なうことができま す。
運 用 方 針	主として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式(DR(預託証書)を

	<p>含みます。)に投資し、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)を目指します。</p> <p>当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記に沿うよう、信託財産を組成します。</p> <p>米ドルのエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行いません。なお、米ドルのエクスポージャーの調整を目的として、外国為替予約取引等を適宜利用する場合があります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>また、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、株価指数先物取引の買建ておよび対象株価指数に連動することを目的として運用される投資信託証券の組入れを行なうことができます。</p> <p>一部解約の請求に応じる場合には、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行いません。ただし、当該一部解約の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。</p> <p>上記のほか、次の場合には、信託財産の構成を調整するための運用指図を行なうことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象株価指数の計算方法が変更された場合または当該変更が公表された場合</li> <li>○ 対象株価指数における、その採用銘柄の変更もしくは資本異動等による対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合または当該変更もしくは修正が公表された場合</li> <li>○ その他基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性を維持する等のために必要な場合</li> </ul> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
<p>決 算 日</p>	<p>毎年、8月10日とします。</p> <p>第1計算期間の決算日は、平成23年8月10日(水)とします。</p>
<p>収 益 分 配</p>	<p>毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。売買益が生じて、分配は行いません。</p> <p>分配金は、決算日現在における受託者に名義登録されている受益者(名義登録受益者)に原則として決算日から起算して40日以内の委託者の指定する日に受益者があらかじめ指定する預金口座に振り込む方式により支払います。なお、受益者が、受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。)と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</p>
<p>信 託 報 酬</p>	<p>&lt;信託報酬&gt;</p> <p>信託報酬の総額は、次の①により計算した額に、次の②により計算した額を加えて得た額とします。</p> <p>① 信託財産の純資産総額に年0.4725%(税抜年0.45%)以内で委託者が定める率(当初設定日現在は年0.4725%(税抜年0.45%))を乗じて得た額とします。</p>

	<p>② 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の 42%(税抜 40%)以内の額。委託会社と受託会社の配分については 80:20 とします。</p> <p>&lt;その他費用&gt;</p> <p>受益権の上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(これに類するものを含みます。以下、「商標使用料等」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料等にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。</p>
信託財産留保額	10口につき基準価額の 0.30%の額
投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p>
償還条項	<p>この信託の受益権を上場した全ての取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は繰上償還します。</p> <p>また、残存口数が 20 営業日連続して 30 万口を下回ることとなった場合は償還させます。</p>
信託約款届出日	平成 22 年 7 月 13 日(火)
有価証券届出書提出	<p>平成 22 年 7 月 27 日(火)</p> <p>※ 効力発生平成 22 年 8 月 12 日(木)</p>
当初設定日	平成 22 年 8 月 13 日(金)
当初申込額	金 50 億円を上限とします。
信託金限度額	5000 億円
当初募集	なし
継続申込期間	<p>平成 22 年 8 月 16 日(月)～ 平成 23 年 10 月 27 日(木)</p> <p>※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p>
取引所における売買	<p>銘柄コード:1545</p> <p>上場日:平成 22 年 8 月 16 日(月)(予定。取引所の上場承認を前提とする。)</p> <p>上場市場:大阪証券取引所</p> <p>売買単位:10 口(1 売買単位口数)以上 10 口単位</p> <p>呼び値:取引所の規定によります</p> <p>手数料:受託契約準則によります(取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める率)。</p>
追加設定	<p>委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関(以下「販売会社」といいます。)は、平成 22 年 8 月 16 日(月)(上場日)以降、委託者が別に定める一定口数の受益権を、委託者が別に定める時限(午後 3 時)までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受け付けることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、100.30%の率を乗じて得た価額(以下「販売基準価額」といいます。)とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消</p>

	<p>費税等に相当する金額を徴するものとします。</p> <p>(註: 当初の「一定口数」は、5 万口以上とし、申込は 5 万口単位とする。)</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日</li> <li>○. 連続する「日本の営業日でない日」の期間中に「別に定める海外の休日でない日」が 2 日以上ある場合において、取得申込日当日が当該期間の前々営業日または前営業日となる場合の当該申込日</li> <li>○. 取得申込日当日が、ファンドの決算日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、ファンドの決算日の 6 営業日前から起算して 5 営業日以内)</li> <li>○. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ul> <p>取得申込日において、当日申込み分の取得申込金額と一部解約申込金額の差額分が当日の純資産総額を超えることとなる場合、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。</p> <p>申込代金は、販売会社の定める期日までに支払うものとします。</p>
<p>一部解約</p>	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 23 年 2 月 1 日(火)以降、委託者が別に定める時限(午後 3 時)までに、一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>(註: 当初の「一定口数」は、5 万口以上とし、申込は 5 万口単位とする。)</p> <p>解約価額は、解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。</p> <p>販売会社は、受益者が解約を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における解約請求については、原則として、当該解約請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における解約請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における解約請求については、当該解約請求の受付けを行なうことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○. 解約申込日当日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日</li> <li>○. 連続する「日本の営業日でない日」の期間中に「別に定める海外の休日でない日」が 2 日以上ある場合において、解約申込日当日が当該期間の前営業日となる場合の当該申込日</li> </ul>

	<p>○. 解約申込日当日が、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、ファンドの決算日の6営業日前から起算して5営業日以内)</p> <p>○. 解約申込日当日が、ファンドの決算日から起算して最大40日以内</p> <p>○. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。</p> <p>解約代金は、解約申込日から起算して原則として6営業日目から支払います。</p>
「別に定める海外の休日」	<p>「別に定める海外の休日」とは、下記の条件に該当する日をいいます。</p> <p>・ナスダック証券取引所の休場日</p>
販売会社	野村証券株式会社、ほか
受託銀行	野村信託銀行株式会社

NASDAQ®、OMX®、NASDAQ OMX®、NASDAQ-100® および NASDAQ-100 Index® は、The NASDAQ OMX Group, Inc. (「ナスダックOMXグループ・インク」。以下、その関連会社と併せて「許諾者ら」)の登録商標であり、野村アセットマネジメント株式会社に使用が許諾されています。当ファンドは、その合法性および適合性については、許諾者らによって認定されるものではありません。当ファンドは、許諾者らによって発行、推奨、販売または販売促進されるものではありません。許諾者らは、当ファンドに関し、何ら保証をせず、何ら責任を負いません。

この資料は、「NEXT FUNDS NASDAQ-100®連動型上場投信」(以下「本ETF」)の概要をご説明するために作成したご参考用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、この資料は投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資に際しては、有価証券届出書、目論見書や契約締結前交付書面をお読みの上、投資家の皆さまご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

野村アセットマネジメント株式会社は、本ETFについて、直接、投資家の皆さまのお申込みを承っておりません。ETFへの投資にあたっては、最寄りの取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

本ETFは、値動きのある有価証券を主な投資対象としますので、連動対象である株価指数および外国為替相場の変動、組入有価証券の価格の下落、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により、市場取引価格または基準価額が値

下がりし、それにより損失が生じることがあります。  
したがって、投資元本が保証されているものではありません。

本 ETF への投資に際しては、投資家の皆さまには以下の費用をご負担いただきます。

<売買手数料>

本 ETF の市場売買には、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

<信託報酬>

上記の表の「信託報酬」の項に掲げた率(年率、税込み)に応じた額が、保有期間に応じてかかります。これは、信託財産中から支弁され、当該 ETF の保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。

<その他の費用>

本 ETF に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(外国での財産の保管等に要する諸費用を含みます。)、受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査費用等の諸費用(受益権の上場に係る費用および対象指標についての商標の使用料を含みます。)およびそれらの諸費用に係る消費税等が、保有期間中、その都度かかります。これらは、信託財産中から支弁され、当該 ETF の保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。

平成 22 年 7 月 27 日

「NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信」の概要

商号 野村アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 373 号  
 加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

商 品 分 類	<p>国内籍／公募／円建</p> <p>税制区分：                  株式投資信託(租税特別措置法第 37 条の 10 第 2 項第 5 号に規定する株式等証券投資信託)、                  特定外貨建等証券投資信託(法人税法施行令第 19 条第 1 項、法人税法施行規則第 8 条の 4)、                  租税特別措置法第 9 条の 4 の 2 第 1 項に規定する上場証券投資信託等のうち、同項第 1 号に                  該当するもの                  ※ 租税特別措置法第 3 条の 2 に規定する特定株式投資信託には該当しない</p> <p>商品分類:追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型</p> <p>属性区分:株式 一般／年 1 回／北米／為替ヘッジなし／その他(ダウ・ジョーンズ工業株30種                  平均株価)</p>
フ ァ ン ド 名	<p>NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信                  (愛称)NYダウ30種ETF                  ※ ファンドの英文名は以下の通りです。                  NEXT FUNDS Dow Jones Industrial Average Exchange Traded Fund</p>
信 託 期 間	無期限
対 象 株 価 指 数	<p>Dow Jones Industrial Average (ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価)                  米ドル建てである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数の算出対象日の                  翌営業日の対顧客相場の仲値を用いて算出します。</p>
受 益 権 の 単 位	<p>当初 1 口当りの元本は、当初設定日の前々営業日の対象株価指数を、当初設定日の前営業                  日の対顧客相場の仲値を用いて、日本円換算したものを 100 分の 1 にしたものに                  100.30%を乗じて得た値の額(小数点以下は切り上げます。)とします。</p>
基 準 価 額	<p>基準価額は日々計算し、公表します。(表示:1 口当り)</p>
ク ロ ー ズ ド 期 間	<p>平成 23 年 2 月 1 日(火)までは一部解約の申込みができません。                  ※受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する                  有価証券との交換をすることはできません。</p>
投 資 対 象	<p>対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式を主要投資対象としま                  す。なお、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引                  の買建ておよび外国為替予約取引の利用を行なうことができます。</p>

運用方針	<p>主として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式に投資し、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)を目指します。</p> <p>当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記に沿うよう、信託財産を組成します。</p> <p>米ドルのエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行いません。なお、米ドルのエクスポージャーの調整を目的として、外国為替予約取引等を適宜利用する場合があります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>また、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、株価指数先物取引の買建ておよび対象株価指数に連動することを目的として運用される投資信託証券の組入れを行なうことができます。</p> <p>一部解約の請求に応じる場合には、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行いません。ただし、当該一部解約の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。</p> <p>上記のほか、次の場合には、信託財産の構成を調整するための運用指図を行なうことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象株価指数の計算方法が変更された場合または当該変更が公表された場合</li> <li>○ 対象株価指数における、その採用銘柄の変更、除数の修正または株式分割等による対象株価指数における個別銘柄の構成比率の修正が行なわれた場合または当該変更もしくは修正が公表された場合</li> <li>○ その他基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性を維持する等のために必要な場合</li> </ul> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
決算日	<p>毎年、8月10日とします。</p> <p>第1計算期間の決算日は、平成23年8月10日(水)とします。</p>
収益分配	<p>毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。売買益が生じても、分配は行いません。</p> <p>分配金は、決算日現在における受託者に名義登録されている受益者(名義登録受益者)に原則として決算日から起算して40日以内の委託者の指定する日に受益者があらかじめ指定する預金口座に振り込む方式により支払います。なお、受益者が、受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限りです。)と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</p>
信託報酬	<p>&lt;信託報酬&gt;</p> <p>信託報酬の総額は、次の①により計算した額に、次の②により計算した額を加えて得た額とします。</p> <p>① 信託財産の純資産総額に年0.4725%(税抜年0.45%)以内で委託者が定める率(当初設定</p>

	<p>日現在は年 0.4725%(税抜年 0.45%)を乗じて得た額とします。</p> <p>② 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の 42%(税抜 40%)以内の額。委託会社と受託会社の配分については 80:20 とします。</p> <p>&lt;その他費用&gt;</p> <p>受益権の上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(これに類するものを含みます。以下、「商標使用料等」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料等にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。</p>
信託財産留保額	1口につき基準価額の 0.30%の額
投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p>
償還条項	<p>この信託の受益権を上場した全ての取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は繰上償還します。</p> <p>また、残存口数が 20 営業日連続して 6 万口を下回ることとなった場合は償還させます。</p>
信託約款届出日	平成 22 年 7 月 13 日(火)
有価証券届出書提出	<p>平成 22 年 7 月 27 日(火)</p> <p>※ 効力発生平成 22 年 8 月 12 日(木)</p>
当初設定日	平成 22 年 8 月 13 日(金)
当初申込額	金 50 億円を上限とします。
信託金限度額	5000 億円
当初募集	なし
継続申込期間	<p>平成 22 年 8 月 16 日(月)～平成 23 年 10 月 27 日(木)</p> <p>※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p>
取引所における売買	<p>銘柄コード:1546</p> <p>上場日:平成 22 年 8 月 16 日(月)(予定。取引所の上場承認を前提とする。)</p> <p>上場市場:大阪証券取引所</p> <p>売買単位:1口(1 売買単位口数)以上 1 口単位(注:1 単位=約 9,080 円)</p> <p>呼び値:取引所の規定によります</p> <p>手数料:受託契約準則によります(取扱第一種金融商品取引業者等が独自に定める率)</p>
追加設定	<p>委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関(以下「販売会社」といいます。)は、平成 22 年 8 月 16 日(月)(上場日)以降、委託者が別に定める一定口数の受益権を、委託者が別に定める時限(午後 3 時)までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受け付けることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、100.30%の率を乗じて得た価額(以下「販売基準価額」といいます。)と</p>

	<p>し、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。</p> <p>(注:当初の「一定口数」は、1万口以上とし、申込は1万口単位とする。)</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日</li> <li>○. 連続する「日本の営業日でない日」の期間中に「別に定める海外の休日でない日」が2日以上ある場合において、取得申込日当日が当該期間の前々営業日または前営業日となる場合の当該申込日</li> <li>○. 取得申込日当日が、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、ファンドの決算日の6営業日前から起算して5営業日以内)</li> <li>○. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ul> <p>取得申込日において、当日申込み分の取得申込金額と一部解約申込金額の差額分が当日の純資産総額を超えることとなる場合、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。</p> <p>申込代金は、販売会社の定める期日までに支払うものとします。</p>
<p>一 部 解 約</p>	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成23年2月1日(火)以降、委託者が別に定める時限(午後3時)までに、一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>(注:当初の「一定口数」は、1万口以上とし、申込は1万口単位とする。)</p> <p>解約価額は、解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。</p> <p>販売会社は、受益者が解約を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における解約請求については、原則として、当該解約請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における解約請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における解約請求については、当該解約請求の受付けを行なうことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○. 解約申込日当日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日</li> <li>○. 連続する「日本の営業日でない日」の期間中に「別に定める海外の休日でない日」が2日</li> </ul>

	<p>以上ある場合において、解約申込日当日が当該期間の前営業日となる場合の当該申込日</p> <p>○. 解約申込日当日が、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、ファンドの決算日の6営業日前から起算して5営業日以内)</p> <p>○. 解約申込日当日が、ファンドの決算日から起算して最大40日以内</p> <p>○. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。</p> <p>解約代金は、解約申込日から起算して原則として6営業日目から支払います。</p>
「別に定める海外の休日」	<p>「別に定める海外の休日」とは、下記の条件のいずれかに該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨーク証券取引所の休場日</li> <li>・ナスダック証券取引所の休場日</li> </ul>
販売会社	野村証券株式会社、ほか
受託銀行	野村信託銀行株式会社

「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」は Dow Jones Indexes の製作物であり、かつ、CME Group Index Services LLC(「CME Indexes」)に使用許諾された商標であり、その使用については許諾契約が締結されています。「Dow Jones®」、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」および「Dow Jones Indexes」は、Dow Jones Trademark Holdings, LLC(「Dow Jones」)の商標であり、CME Indexes に対して使用が許諾されており、野村アセットマネジメント株式会社による一定の目的のための使用が再許諾されています。Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>を対象指数とする野村アセットマネジメント株式会社の当ファンドは、Dow Jones もしくは CME Indexes またはそれらの関連会社により支援、推奨、販売または販売促進されておらず、Dow Jones および CME Indexes ならびにそれらの関連会社は、当ファンドへの投資が望ましいかどうかについてはいかなる表明も行ないません。

この資料は、「NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価連動型上場投信」(以下「本 ETF」)の概要をご説明するために作成したご参考用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、この資料は投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資に際しては、有価証券届出書、目論見書や契約締結前交付書面をお読みの上、投資家の皆さまご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

野村アセットマネジメント株式会社は、本 ETF について、直接、投資家の皆さまのお申込みを

承っておりません。ETF への投資にあたっては、最寄りの取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

本 ETF は、値動きのある有価証券を主な投資対象としますので、連動対象である株価指数の変動、組入株式の価格の下落、組入株式の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。

したがって、投資元本が保証されているものではありません。

本 ETF への投資に際しては、投資家の皆さまには以下の費用をご負担いただきます。

#### <売買手数料>

本 ETF の市場売買には、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

#### <信託報酬>

上記の表の「信託報酬」の項に掲げた率(年率、税込み)に応じた額が、保有期間に応じてかかります。これは、信託財産中から支弁され、当該 ETF の保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。

#### <その他の費用>

本 ETF に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査費用等の諸費用(受益権の上場に係る費用および対象指標についての商標の使用料を含みます。)およびそれらの諸費用に係る消費税等が、保有期間中、その都度かかります。これらは、信託財産中から支弁され、当該 ETF の保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。